

No.302

全 仏

10/59



広 濟 寺

北京市最古の名刹寺院のひとつである広濟寺の大雄宝殿。殿内には元時代の十八羅漢像をはじめ指頭画「釈迦如來說法図」がある。当寺は現在中国仏教協会本部にもなっている。

第4回

世界宗教者平和会議

「反省と決意」のコメント発表

第四回世界宗教者平和会議(WCRP IV)は、アフリカ大陸ケニアのナイロビで八月二十三日から三十一日まで、ナイロビ郊外にあるケニア工業教育大学(KITC)とケニヤッタ国際会議場にて開催された。

過去三回の世界会議は、日本の京都



人権問題がテーマの作業部会

にコメントした。「日本において私は五度わたる部落解放同盟の真情あふれる糾弾によ

る私の発言はすべてとり消して謝罪し、この第二分科会の作業部会で作成された報告原案のすべてに賛成することを表明します。またWCRP IVにおいて、とりわけ人権部門の参加者に対し日本における部落問題への懸念が、何らかの形で採択されるよう、配慮を要望するものであります。」

(一九七〇年)、ベルギーのルーベン(一九七四年)、アメリカのプリンストン(一九七九年)で執り行なわれたが、特に第三回のプリンストンでは、日本の代表としてこの世界会議に出席した当時全日本仏教会理事長、曹洞宗々務総長であった町田宗夫氏が、「日本には部落問題はない。部落差別ということを理由に騒ごうとしている一部の人はあるようだ。云云」と繰り返し発言、部落差別に関する記述を会議の報告書から強引に削除させしまった経緯があった。

八月三十一日ケニヤッタ国際会議場において行なわれた閉会式にて、ナイロビ宣言が採択され、その中で日本の部落問題に関し、WCRP IVは深い憂慮を表明し、報告書の中にその旨を載せた。

その後、部落解放同盟中央本部により数回の確認会、糾弾会が行なわれ、町田氏も差別発言を認め、このWCRP IVにて世界の宗教者に対し謝罪し新たな発信のコメントを発表することになった。

「第三回世界宗教者平和会議(WCRP III)に於ける町田差別発言に対する全日本仏教会の反省と決意」

苦難と大きな経済的社会的損傷を与えている。これらの偏見を近隣社会において、さらにそれらが存在する世界の地域において、根絶することをわれわれは全人類に要請する」(WCRP III報告書)と宣言しております。にもかかわらず、町田氏は、都合三回にわたって「日本には部落問題はない。部落問題、部落差別ということを理由に騒ごうとしている一部の人はあるようだ。日本の政府も地方自治体も誰も差別していない。百年前にそういう制度があったから、感情的に幾分誰かの心に残っているだけである。日本の名譽のためにも部落民という言葉は削除してほしい」と繰り返し強弁し、日本の人権問題の中心課題である、部落差別に関する記述を会議の報告書から強引に削除させました。

このため全日本仏教会としても理事長代理として大谷派出向の中村昌之組織局長を派遣することを理事会にて決定し、WCRP IVの研究部会において、「第三回世界宗教者平和会議に於ける町田差別発言に対する全日本仏教会の反省と決意」(別記)と題するコメントを理事長名にて発表した。町田氏もまた、このWCRP IVの研究部会、作業部会で、次のよう

一九七九年、アメリカのプリンストンにおいて開催された第三回世界宗教者平和会議(WCRP III)における町田宗夫氏(当時全日本仏教会理事長)の部落問題に対する発言は、本会を構成する我が国の伝統仏教教団に根強く内在する差別体質が露呈した象徴的な出来事でありました。

この会議は、「われわれは、世界中の多くの国々において、民族的、人権的、社会的少数派に対する偏見を排除する努力に勇気づけられている。しかしながら、公然としたまた隠然とした偏見と先入主が多くの場所で存続し、被害者に対して

この発言は、日本の現実を直視しない

虚偽の主張であり、日本に厳存する部落差別を意図的に隠蔽したものであります。また、その偏見にもつき、日本における六十年余にわたる部落解放運動を誹謗、中傷するものであり、差別を温存し、助長する許されざる発言であります。さらには、世界の宗教者が日本における部落差別問題に取り組もうとする運動を助け、日本には部落差別は存在しないという誤った認識を広めたものであります。



メッセージを発表する中村局長

その背景には、長年にわたり差別され続けてきた人々の痛みや苦しみに無関心であった仏教者一人一人の差別体質が存在すると認識するものであります。

あえて申し上げるまでもなく、今日の我が国において、部落差別の問題は国民すべてが認識すべきものであります。日本政府の諮問に答えた「同和対策審議会答申」にも、「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的發展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が、経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ、現代社会においてもなお著しく基本的人権を侵害され、とくに近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と、自由を完全に保障されていないという、もともと深刻にして重大な社会問題である」「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べられております。

現に、被差別部落の出身であることを理由に、結婚を断念させられた若人が、絶望のあまり自らの命を断つという悲しむべき出来事が今なお発生しております。その中で、寺院の過去帳が、身元調査の資料とされてきたという驚くべき事実が指摘され、我々仏教者の差別意識が今なお存在している動かし難い何よりの証拠として、その問題性が厳しく問われております。

歴史に照しつ、今日の実状を省る時、日本の伝統仏教教団は、かつて江戸幕藩体制下で、庇護を受ける代償に、身分差

別を合理化する役割をはたしてきたことに厳しい反省を持つものであります。そして、身分制を基調とした権力機構に参画し、差別者側に加担してきた事実を全ての加盟教団が確認するものであります。一八七一年には、封建的身分差別は廃止するという「解放令」が發布されたにもかかわらず、部落差別は解消されず、今なお、職業、教育の機会均等、結婚の自由などの市民的権利が侵害されている現実に対しても、大多数の仏教者は目を向けず、差別を容認し、助長してまいりました。

生前においてばかりか、死後においてまで人間を差別する「差別戒名」、「差別墓石」、差別を再生産するあまたの「差別図書」等の幾多の差別事象は、人間平等を唱えられた釈尊の教えとあまりに背離した今日の仏教界の実状を如実に示したものであります。

全日本仏教会は、一九五四年に発足した、我が国のはとんどの伝統仏教教団を包括する団体であり、釈尊の教えを体し、仏教界一体となって、真に時代に即応した仏教運動を展開することを目的としております。しかしながら、町田氏の発言の差別性が、「部落解放同盟」によって指摘され、その結果、数々の差別事象が確認されるまで何ら部落問題への取り組みをしてまいりませんでした。

本会は、これらの諸事実を契機として、自らの持つ差別体質を厳しく反省し、おくれげながら部落問題への取り組みを始めました。

一九八〇年に同和委員会を結成し、各教団間の部落差別問題に対する取り組みの連絡、提携を密にするとともに、全加盟団体へ呼びかけての研修会の開催や、あらゆる機会を通じて、啓発活動をただいま推進しております。また、啓蒙資料の刊行、配布や、各団体主催の研修会への積極的参加等、差別解消に向けて活動を積み重ねておりますが、さらに各教団における教義並びに制度を検討し、その中の差別を生み出す問題点を洗い出す努力を今後重ねてまいり所存であります。

今こそ、我々仏教者は、自身の内に深く存在する差別体質を問い直し、差別解消のために具体的な行動を起こさねばなりません。そして、それが、人間平等を唱えられた釈尊の教えに立ち帰る道であると認識するものであります。

本会は、すべての組織をあげて、部落問題及びすべての差別問題を積極的に取り上げ、差別解消に向けて総力をあげて取り組むことをここに声明するものであります。

最後に、本会は、第三回世界宗教者平和会議において町田氏によって報告書より削除された日本の部落問題が、この第四回世界宗教者平和会議で、あらためて世界における人権問題と関連しつつ、何らかの形で採択されることに配慮下されるよう要望するものであります。

一九八四年八月

財団法人 全日本仏教会
理事長 阿部 慶昭

第14回WFB大会の役員改選

新会長サンヤ閣下

プーン妃殿下は名誉会長に



サンヤ新会長

前号にて既にお知らせした第十四回WFB世界仏教徒会議スリランカ大会(本年八月一日〜十一日、於コロンボ)にて採択された役員改選は次のとおり。なお長年にわたりWFB会長の任にあたられたタイ国のプーン妃殿下は、このたび、お体の都合により会長の席を退き、名誉会長に選ばれた。かわって会長代行をされていた、サンヤ閣下が新会長に選ばれた。

〈役員〉

名誉会長

ウ・チャン・フーン(ビルマ)

プーン・ビスマイ・ティスカル妃殿下

(タイ)

会長

サンヤ・ダルマサクテイ閣下(タイ)

副会長(十二名)

カール・P・W・ストート氏(西ドイツ)

ウオン・ワン・ティン氏(ホンコン)

R・S・ガバイ氏(インド)

阿部慶昭師(全仏理事長・日本)

クローレン・ファン氏(マレーシア)

J・イチンホロ教授(モンゴリア)

アマリタナンダ師(ネパール)

アルバート・エディリシング氏(スリランカ)

ステラ・ティエン婦人(台湾)

ブラソーン・ブンチョム氏(タイ)

スナオ・ミヤバラ氏(アメリカ)

S・D・デイリコフ教授(ソ連)

常設委員会委員長

一、財政委員会

井上日宏師(全仏国際文化局長)

二、出版・広報・教育・文化・芸術委員会

L・G・ヘワゲ教授(スリランカ)

三、布教委員会

アルバート・エディリシング氏

(スリランカ)

四、人道奉仕委員会

ビシユタナタ・マハテ師(バン

グラデッシュ)

五、団結と連帯委員会

ステラ・ティエン婦人(台湾)

六、青年委員会

フアロップ・タイアライ氏(タイ)

七、社会経済開発委員会

M・V・ジャヤワルテネ氏(スリ

ランカ)

ユネスコ特別委員会委員長

L・G・ヘワゲ教授(スリランカ)

本部役員

事務総長

ブラサート・ラングスカル氏

事務次長(二名)

マリカ・チャララク婦人

小谷亀太郎氏

会計局長

ブラソーン・ブンチョム氏

執行委員会委員

サンヤ・ダルマサクテイ閣下(タイ)

ブラサート・ラングスカル氏(タイ)

ブラソーン・ブンチョム氏(タイ)

田代弘興師(全仏国際部長・日本)

ター・テン・チュイ氏(マレーシア)

スタンレー・ウイリアム氏(スリラン

カ)

スナオ・ミヤバラ氏(アメリカ)

なお、当大会の宣言文は次号掲載予定です。また、左記のごとく中曾根内閣総理大臣よりのメッセージが、全体会議の席上発表されました。

中曾根首相 大会へ挨拶

成果を期待

第十四回世界仏教徒会議が我が国と深い友好関係にあるスリランカにおいて開催されるにあたり、お祝いを申し上げることができ、これは私の喜びとするところであります。

今日、日本は経済的にめざましい発展を遂げ、国民は豊かな生活を享受いたしております。

しかしながら、急激な経済発展のため、物質的文化と精神的文化との間に不調和が生じ、その結果、ともすれば人の心は潤いを忘れ物質偏重の考えに陥り、精神

の安定を見失ってしまう傾向も見受けられます。

このような折、最近、日本国民の間では、宗教書、とりわけ仏教に関する書物に対する関心が急速に高まっていることは、極めて注目に値することです。

人間の真の幸福とは、物質的繁栄によつてのみ得られるものでなく、心の安定があつてこそはじめて得られるものであると思ひます。

世界平和と人類の幸福のために熱心に討議されますことは、まことに意義深いものと心より敬意を表します。

本大会が偉大なる成果を収め、世界の人々の幸福に大きく貢献されますことを願つてやみません。

内閣総理大臣 中曾根 康弘

同和推進のために

日本における人権侵害の諸事実

鷺山諦住

(全仏同和委員長
浄土真宗本願寺派)



「差別」という二字は、極めて重い。が今日「差別」という言葉だけが威圧する。これ程悲しい被差別体験はない。「深刻」「残酷」「怒り」これらを超えてきた過程は尋常ではない。「苦し

かった」「悲しかった」「厳しかった」体験である。がしかし「差別許すまじ」の言葉のみが往返するし「差別」の現実を知らなすぎる評論家が跋扈する。打ちたたかれながら、それに耐え怒りに打ち震えた被差別の青春を送った筆者には、最近の声はつとに「差別小休

止」的感觉にしか受けとれない。建前論の通った一時期も見抜かれた「便乗屋」も、もうその「差別の歴史」は語られても自らの意見のもち合わせぬ現実風化してきた。「差別小休止」的感觉の評論にも寒気のある昨今である。「寒気」は愈々、肌に痛い。現実には「結婚」「就職」「居住」の自由は空回りである。人生の短かさに比して余りにも苛酷である。一体誰が如何にしてうけとめるのか。

片やに於いて「部落差別の克服」と逃げる。「克服」まで待ちきれない現実が往來している。事実は無言無語に「深刻」そのものは被差別者の業としてノルマされる。怒り以外にできるものはない。「連帯者」「共感者」には逃げる場がある。逃避を持たない場の体験者は今「痛い」「苦しい」の連続である。差別に対するすべての差別評論は、問題をさけて客観の場からしか陳述でき得ない。もう「差別」のお遊びは程々にして貰い度い。

筆者は障害者の生々しい声を聞いた。その重度の障害者は「ぼくは生きていく」と叫んだ。多くなる女性は「女は苦しい」とのたうち回っている。高齢者の生き甲斐は、ゲートボールで美化され健康奨励の唄い文句で医療保障も削減されてゆく。高齢者予備軍は醸成され自信喪失は愈々つりつある。

「アイヌ」問題は「土人保護法」で前々史の歩みを進める。「学歴偏重」は、あらゆる為政の中で絶対主義をつのり「障害者問題」も経済発展の「さらしもの」として実の無い優遇が美徳化され、経済高度成長の裏面には、下請け、パートの偏重、ノルマ問題。天皇、ヤスクニ、安国に直結し、する危険を打破するための一翼である現代を背負う宗教界も今昔を問わず搾取的体制から脱却し得ず、大衆参加を唱いあげても糸の切れたアドバルーンに如く空中分解。不合理な事実のみが「苦」の事実として、うきばりにされている。「差別」の「痛み」とその事実をとら得ずして「差別」をふりかたすな」と提言したい。

(写真は、去る六月十三、十四の両日、京都府船井郡で開催された同和現地学習会。下段右端で説明しているのが鷺山諦住委員長)

法律相談室

回答・全仏顧問弁護士

長谷川 正浩

〔質問〕拙寺では、住宅用地の貸付けを行っており、借地人の中には檀家の方もいます。今回地代値上げをしようとしたところ、その檀家の方が、「値上げする必要があるのか、寺の会計帳簿をみせろ」といつてきました。この場合、帳簿をみせる義務はあるのでしょうか。お教えいただきたいと思っています。

（埼玉県N住職）

〔回答〕会計帳簿を見せろといつてきた人は檀家であると同時に借地人といふことですから分けて考えてみましょう。

第一に檀家に対して見せる必要があるかどうかです。結論から先にいえば、単なる檀家であるというだけでは見せ

る必要はありません。裁判所はつぎのようにいつて檀信徒の帳簿閲覧請求を認めませんでした。①宗教法人法や寺院規則には帳簿閲覧請求権を檀信徒に認める明文の規定はない。②団体の講成員がその所属する団体に對して権利を行使したり監督権を行使したりする準備手段としての性格を帳簿閲覧請求権は通常もつているのだが、そのような法律上の権利や資格を檀信徒に認める旨の規定も宗教法人法や寺院規則にはない。③寺院規則では総代の一人が責任役員に就任しその限りにおいて檀信徒の意思が寺院の意思決定に關与しうるものになつてはいるが、総代を選

地代値上げと帳簿閲覧

任する権限は任職にあつて檀信徒には認められてはいない。④宗教法人法や寺院規則は重要な財産処分等をなすに際しあらかじめ公告をすることを宗教法人に義務づけてはいるが、公告の対象事項に對する檀信徒の意思要望等を制度的に受け入れる規定はない。つまり、帳簿閲覧請求権といふような強い権利が認められるためには、寺院規則のなかに規定があるかあるいは檀信徒が寺院の運営に參画できる旨の規定が寺院規則に規定されているかのいずれかでないならぬというわけである（東京地裁昭和五十一年(三)第二〇〇九

号帳簿閲覧等仮処分事件、宗教関係法令集第四卷一二五七頁）。

既成教団の寺院規則のなかに右のような規定を設けている宗派・寺院は私の知る限りありません。それではこの檀家が総代であつたらどうでしょうか。寺院規則によつても異なりますが、多くの寺院では総代は任職の諮問機関です。従つて諮問事項に必要な限度において要求があればみせなければなりません。この総代が責任役員るときはどうか。責任役員は他の責任役員とともに法人の最高の意思決定機関ですから、財産の管理運営等に關するものである限り請求があれば閲覧させなければな

りません。正しい判断は正しい資料によらなければ不可能だからです。しかし、純粹に宗教的なもの例えは過去帳等をみせる必要のないことはいふまでもありません。

第二に借地人に対してみせる必要があるかです。これは取引の相手方ですからお寺の出入の業者に帳簿をみせる必要がないのと全く同じです。地代がお寺の経営状態によつて左右されることはありません。適正な地代は客観的に定まるものです。因みに宗教法人が住宅用地を貸している場合には、地代が都市計画税と固定資産税の合計額の

三倍以下であるときは収益事業には該当しませんので仮金、更新料や義書替料を受けとつたとしても法人税を支払う必要はありません（法人税施行令五条二項五号へ、同施行規則四条二項）。地方によつても異なりますが、都区内では都市計画税と固定資産税の合計額の三倍を請求してもよいと思ひます。

年とともに税額が上がりますから、地代の管理は十全に行わないと税金を支払つたらあといくばくも残らないといふことにもなりかねません。そして御遠忌奉行等で檀信徒に寄付を募らうとすると寺有地の管理を十分にしないで寄付を集めるには何ごとか、何の為の貸付地かと檀信徒から不満の声があがつてきたりします。そうすると帳簿をみせろといふことになりかねないのです。

帳簿閲覧請求は、裁判所もいつていふように檀信徒が寺院の経営に參画したり任職を監督したりする手段として行われるものです。檀信徒は任職に失策や不正があると判断すると熱心な檀信徒であればあるほど自分らが寺院経営に參画したり任職を監督しなければならぬといふ考えが帳簿閲覧を請求してくるといつてわけです。任職たるものは、この点に留意し日ごろから明朗で批判されないような寺院運営を心がけることが肝要でありましょう。

僧伽のこころ

仏教では、仏・法・僧の三つを見失うべからざるものとして尊び、これを宝物とした。いわゆる三宝である。このうち、僧は僧伽(サンガ)の略であることはいまでもない▼僧伽は、仏に帰依し法に帰依して共に仏道を修するグループのことを指した。そこでは、一日でも早くそれに参加した者を先輩としたが、その僧伽においては、師も弟子も共に、同じ目的を見つめて歩む者として、また善き友であったのである。僧伽を漢訳して和合衆というゆえんも、そこにあつたと言わなければならない▼だからこそ僧は、仏と法と並んで、帰依の対象となるのである▼のち「僧」は、僧伽の中の人、すなわち僧侶のことを指すようになった。侶というのには、ニンベン(人の意)に「呂」の字の組み合わせである。呂は背骨の象形文字で、つながっていることを表わしている。これにニンベンを付けて、「友」とか「仲間」という意味になるのである▼結婚式の祝辞では、「生涯の伴侶」などという言い方が、何回か必ず登場する。片方がもう片方と互いに一緒になるから、ニンベ

住職メモ帳

ンに半の字を書いて「伴」(つまり互いにともない合い)、更に「侶」を加えて「伴侶」となる▼だから僧侶も、お互いを伴侶とする夫婦も、あるべき理想の姿は、共に帰依しつつ歩む善き友、ということになる▼各宗派とも、住職の奥方の親睦・研修のための会組織が大分できて来ている。結構なことでは、住職がいかに精進努力しても、その家族が僧伽の心を見失っていたならば、百日の説法何とやらになりかねない。だとするならば、奥様方の会そのものもまた、僧伽であることが望まれる▼独りぼっちの人がいないか。ともに学びながら歩む仲間の会になつていくか。排除の論理ではない、共に栄えることを求める会であつてこそ、寺庭婦人会であり、坊守の会であろう▼教育論義が盛んである。寺庭婦人、坊守寺院の人々の、PTAや父母会への参加も機会が多い時代であることを考えれば、そういう機会をとらえてそういう会の僧伽化はできないか▼P(親)もT(教師)も、PTA創設の原点を見失いがちな実状を考えると、このことはまことに大切である▼二人して同じ道を行くことなかれ——これは、法灯明自灯明と不離の言葉だが、しかも僧伽においては「善き友」であるという意味を、もう一度味わいなおしたい。

(文化専門委員 寿山良知)

良書紹介

『暮らしの中のカウンセリング
育ち合う人間関係』
西光義敏著

「一人の専門カウンセラーを養成するよりも、万人の胸にカウンセリングのこころを育てよう」との著者の気持が貫かれてるので、専門的でありながら判りやすく、しかも胸をうつ。ロジャーズのカウンセリングの理論と方法の核心をわかりやすくかかげてある。その理論が注目を浴びざるをえない時代の背景、さらにその理論に照らして私たちの日常生活における心のすれちがいの原因の掘りさげ、そして暮らしの中で心のすれちがいをなくし育ち合う人間関係を創り出すための具体策、そしてそれをだれにでもできる実力養成法として示している好著。

(有斐閣・一四〇〇円)

『日本人の宗教意識』
NHK放送世論調査所編

従来この種の調査は、日本人の宗教心を判定する基準をもちえないため、一面的であり、皮相を感じるものである。しかし本書は最近の宗教学や人類学などの成果にもとづいて日本人の宗教心を多面的に調査統計をしている。こうした努力の成果が教団の活動にも応用されるべきであろう。

(日本放送出版協会・二三〇〇円)

『神も仏もないものか』
増原良彦著

諸宗教を三つのタイプに分類し、この三者が人間の問題をどのように解決するかを思考した宗教入門の書。(一)ブラックボックス型—神道や新宗教が典型、それに仏教・キリスト教も日本化するとこの型になる。お賽銭、供物、祈禱、苦行をインプットしてご利益というアウトトッパを得る。(二)軍隊式命令履行型—ユダヤ教・キリスト教・イスラム教が典型、唯一絶対の神を持ち全てゴッドの、みこころのままに従わなければならない。「信ぜよさらば救われん」。(三)構造分析・法則発見型—伝統教団がその典型。心の病気の原因をさぐり正しい治療法を教える。哲学的宗教。

(日本実業出版社・一〇〇〇円)

『インドの神話』田中於菟弥著(筑摩書房・九八〇円) 『密教図典』宮坂有勝他著(筑摩書房・四八〇円) 『空海と真言密教』読売新聞社編(読売新聞社・二〇〇〇円) 『維摩経入門』鎌田茂雄著(PHP・二二〇〇円) シリーズ大正つ子『大正・三輪浄閑寺』岩野喜久代著(他九冊・青蛙房・各一五〇〇円)

文化専門委員(順不同・敬称略)

原弘隆、中野東禪、阿純孝、榊原帰逸、
島田喜久子—推薦—

第31回

全日本仏教徒会議

「釈尊の教えを現代に生かそう」

本大会会議テーマを真剣に討議し建設的意見を開陳し合い、仏教徒憲章のもと、二十一世紀へ向って国民大衆の福祉と平和社会建設のため、実りある成果を期待してやみません。

テーマ 釈尊の教えを現代に生かそう
—— 全一仏教運動の今日の問題 ——

第一部会 「仏教の教育観と将来」
第二部会

「仏教の平等思想と現況」
第三部会

日 時 十月二十五日(木)
午前八時三十分～午後五時
会 場 浄土宗総本山智恵院

基調講演 松長有慶(高野山大学長)
大会参加申込並びに部会に於ける意見発題の申込は、十月十日までに全仏組織部まで。

第17回日本仏教文化会議

公開シンポジウム

教育が荒廃している今、その根源には「いのち」の尊さを省りみない時代の風潮があると思われれます。仏教では「いのち」の尊さをどのように観、かつ教育しようとするのか……。

基調講演 バネラー
水谷幸正(仏教大学長)

奈良康明(駒沢大副学長)
佐伯真光(相模工大教授)
花山勝友(武蔵野女子大教授)

日 時 十月二十四日(水)
午前九時三十分～午後四時
会 場 からすま京都ホテル

石上善應(大正大教授)
武藤義一(埼玉工科大学長)
先着一五〇名・どなたでも参加可。

第1回宗教と税制シンポジウム

日本宗教連盟主催

〈趣 旨〉
近年の宗教界をとりまく問題の一つである税制問題に関して、非課税の根拠である宗教法人の公益性や信教の自由を守るために宗教界が率先して自律自浄の精神を啓発し、本来の宗教法人のあり方を示すことを目的とする。

〈日 時〉
十月三十日(火)
午後一時～三時
〈会 場〉
浄土宗大本山「増上寺」地下ホール
港区芝公園四一七
三十五
TEL (四三二) 一四三二

機構検討委員会開く

第六回事務総局機構検討委員会は、去る八月三十日午後一時から、真宗大谷派宗務所会議室で開催された。

最初に事務総局原案の説明が行われ、意見交換の後、人権担当の部を新設する方向で、能率的な編成案を次回再び提示すること、編成案についてはそれぞれの部局において担当を明確に文章化すること、人件費の一部宗派負担については、編成案の大綱が決定した時点で、その可能性について検討することとなった。

哀 悼

中野 教広師(全仏税務副委員長)
八月二十五日、七十七歳で遷化。

事務局録事

- 三日 同和委員会
- 六日 局内会議
- 十日 日蓮宗慰労祝賀会出席
- 十一～十二日 関東甲信越静アロックス会議
- 十二日 日宗連税制特別委員会
- 十三日 日宗連理事会
- 十三日 法律相談室
- 第十四日 第七回日華仏教交流大会出席
- 十四日 中部アロックス会議
- 十七日 囲碁実行委員会
- 十七日 全仏大会幹事会
- 十九日 同和委員会
- 二十七日 常務理事会
- 二十八日 大阪府仏教徒大会

昭和五十九年十月一日発行
十月号 第三〇二号

発行人 矢萩信顕
編集人 井上日宏

発行所 財団法人 全日本仏教会

東京都港区芝公園四一七
電話〇三(四三七)九二七五